## インタビュー・制新政意

# 地域づくりをステップアップ「景観法」



ようやくできた「景観形成の憲法」

ドイツなど欧州の景観行政には文化的遺産や生態系やアメニティや住民合意を重視する社会システムがあり、その上に都市と農村の美しい景観が形成されている。比べて日本の景観行政は格段に見劣りする。1976年にOECD(経済協力開発機構)から「日本は経済成長では勝利したがアメニティでは勝利していない」と指摘されて以来ようやく快適環境や景観に目を向けるようになった。今回の景観法は法律としてどんな特徴があるか。

小松 わが国にはこれまで、景観を真っ正面からとらえた法制度がなかった。しかし、近年国民の景観に対する関心が高まり、他県では景観を損なう物件をめぐり訴訟になるケースが出るなど、国としても景観を整備・保全するための基本理念を明確にする必要性が出てきた。しかし、景観形成は市街地と農村とでは資源や条件が異なるように全国一律に扱うには無理があり、整備・保全の手法に工夫を要する。今回の景観法は美しい国づくりの理念に関する基本法的な意味合いと地域の個性が発揮できる整備・保全を実現するためのルールづくりやツール導入を柔軟に選択できるフレキシブルな仕組みになっている。また、景観計画の提

小松喜巴男 県土本部管理課企画主幹に聞く

案を住民やNPOが出来るようにしたり、景観協定の締 結など整備・保全の手法などソフト対策も盛り込まれ ている。対象地域についても都市計画地域内だけでな く、山や海や川をエリアに入れることができるし、景 観重要建造物についても建築基準法の規制緩和策が導 入されており、茅葺き屋根の家の建て替えも可能にな り、文化遺産的建造物を地方公共団体などへ譲渡した 場合は1,500万円まで譲渡所得が特別控除されたり、保 存する場合は課税標準額を抑制できるなど税制面の支 援措置も講じられている。さらに、届け出や勧告など 緩やかな規制や誘導を行う場合には景観計画の策定で 対応し、建築物の高さを規制したり土地の形質の変更 を条例で定めるなどより積極的に景観形成を行う場合 は景観地区を指定して対応したり、都市計画と景観形 成とを一体的に検討できるようにしている。条例に違 反する物件が出現した場合は勧告や変更命令を出した り罰則を適用することもできる。

#### 市町村の取り組みが先行してきた本県

県は平成7年に「県土景観ガイドプラン」、平成11年に「公共事業等景観形成指針」「屋外広告物条例」など景観形成の制度を整備してきた。ところが同時に、金山町では住宅様式普及と林業や建築業の振興策をセットで行ったり、高畠町は住民参加型の景観条例をつくり商店街では屋外広告物や電線地中化や店舗意匠統一などを総合的に行うなど独自に条例を設けて以前から積極的に景観形成に取り組んできている市町村も少なくない。県が今回「景観行政団体」になったことで、独自に取り組みを進めてきた市町村との関係はどうなるのか。

小松 景観法は都道府県、政令指定都市、中核市を 自動的に景観行政団体に指定した。しかし、景観形成 を担うのは「官」ではなく「住民」であることが基本 であり、景観行政団体も基礎自治体である市町村が一 義的に担うべきと思う。市町村は県と協議して景観行 政団体になることができる。そうなった市町村からは 県は手を引いていくことになる。酒田市、鶴岡市、大

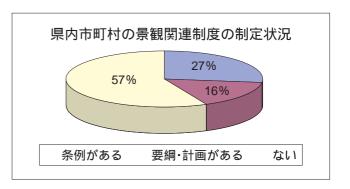
「景観法」が平成16年12月に施行され、県が「景観行政団体」になった。建築基準法、都市再開発法、農業振 興地域の整備に関する法律、都市緑地法、屋外広告物法など景観に関連する15の法律の一部改正を伴った法律で、 "景観づくりの憲法"ともいうべきもの。戦後のわが国の地域づくりはとかく効率性や機能性や経済性が重視されが ちで、美しさや快適性や個性が軽視されてきたきらいがある。「景観法」はコンセプトを変えて地域づくりする際の 拠り所となるもので、美しい景観を形成することを促しながら誇りや活力や主体性を大事にした地域づくりを促す 制度である。別の表現をすれば、景観の違いによって地域間格差が生ずることを許容する制度でもある。「景観法」 とどう向かい合うべきか、小松喜巳男県土木部管理課企画主幹に聞いた。

江町などは早急に景観行政団体へ移行する意向をしめ しているが、そのほかにも今のところ12市町が移行す る意欲をみせている。いずれにしても、景観形成は住 民の景観意識の高まりによるところが大きく、意識改 革が必要になるところも少なくないと思う。従って、 県全体が良好な景観に包まれていると実感できる結果 が出るには長い時間がかかることになると思う。しか し、真剣に取り組んでいく市町村とそうでないところ とでは景観に格差がつくのは明らかであり、観光産業 の盛衰や住民の生活満足度の程度にも差が生じること になろう。県は県全域の景観形成を担うと同時に、市 町村で取り組む体制を構築することが容易ではないと ころについてはバックアップしていかなければならな い。県は現在見直し中の総合計画や土木部独自の「県 土未来図」に美しい県土づくりを主要な柱として位置 づける予定だが、今年立ち上げた「検討委員会」で基 本方針を策定し平成19年には県景観計画、県景観条例 を制定していきたい。

### 自然環境やアメニティが重要要素に

県は「美しい山形フォーラム」の開催、事業を 伴った「アルカディア街道復興計画」、「紅はなの丘」 をはじめとする中山間地域対策の丘シリーズ事業など、 意識改革と事業を行ってきている。その過程で景観技 術に優れた県職員も育ち地域社会も活性化してきてい る。市町村では「市民憲章」を制定し美しいまちづく りを掲げているところが少なくないが、ほとんどの憲 章は空文化している。意識改革と同時に実践活動が欠 かせないと思うが...。

小松 県内の全市町村を対象に景観関連制度の制定 状況を調査したが、理念だけで実効性が担保されてい ない条例があったり、景観行政が土木部門内だけの業 務に位置づけられ他セクションでは景観法の制定さえ 知らないでいる自治体があったり、景観法のPRの仕方 も工夫しなければならないと思った。また、景観資源 についても、当方は建造物が中心だろうと思っていた ら、棚田など田園、山や川など自然を重要な景観資源



#### 《良好な景観形成による効果》

良好な景観は地域住民に豊かさを実感してもら うことができる。

良好な景観が形成されることにより、地域の魅 力が増進・創出され、個性的で活力のある地域 社会が形成される。

良好な景観形成により、観光等の地域間交流人 口が拡大し経済効果が得られる。

景観を維持するために町の美化活動などのネッ トワークが形成され、地域の活性化が図られる。 (県資料「景観形成推進イメージ」より)

と考えている市町村が多いことが分かった。このこと は、アメニティや自然環境が山形県の景観形成では重 要な要素であり、山形県の景観特性でもあるのだろう。 金山町ぐらいになると常時町外から景観に触れたい若 い人々が訪れることが増えており、宣伝しなくても町 のPRが行われている状態になっている。そうなると町 の住民は金山住宅だけでなく自宅の庭の手入れをしっ かり行うことになり、美しい町づくりが相乗効果を発 揮するようになる。市町村の景観に関する事情はすべ て異なる訳で、それぞれの市町村がそれぞれの個性に 磨きをかけてほしい。

景観形成に対する国の財政的、技術的支援が欧 州と比べて弱い気がするが、県、市町村、住民・企業 が対応すべき事項を整理し取り組んでほしい。